

広島県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年四月二十七日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町相渡字水清八七二、一〇七四、一〇八一、一一六九の一、一一七〇の二、五七七五の二、五七八六、五七八九の一、五七八九の二、五七九一、五七九二、五七九四の五、五七九七の一、五八一七、五八二〇、五八二四の一、五八二七の一、五八二七の二、五八三〇の一、五八三一の一、五八三七の一、五八三七の二、五八三八、五八四六の一、五八四六の三、五八四八の一、五八五六の一、五八七三の一、五八七八、五八七九の二、五八八二の一、五八八八の一、五八八九の一、五八九一の一、五八九五、五八九八、五九〇八の六、五九一五の一、五九一五の三、五九二八の三、五九四七、五九五〇の三、五九五一、五九五七、五九五八、字野呂五七五九、五七六一の二、五七六二、五七六七の一、六〇一八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)